

令和6年度答申第30号
令和6年9月5日

諮問番号 令和6年度諮問第32号（令和6年7月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、令和5年2月19日、退職した。
(解雇通知書)
- (2) 処分庁は、令和5年7月3日、本件会社について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。
(確認通知書（控）)
- (3) 審査請求人は、令和5年12月14日、処分庁に対し、令和5年2月19日を基準退職日として、支払期日を令和5年2月15日とする定期賃金

5万6168円及び支払期日を同年3月15日とする定期賃金4万3376円の合計9万9544円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書)

- (4) 処分庁は、令和6年2月7日付けで、本件確認申請に対し、支払期日が令和5年3月15日の定期賃金4万3376円が未払賃金の額であること等を確認する本件確認処分をした。

(確認通知書(控))

- (5) 審査請求人は、令和6年2月15日、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和6年7月26日、当審査会に対し、本件確認処分は取り消されるべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件確認処分の取消しを求める。

- (1) 令和5年3月15日に支払われるべきだった4万3376円(同年2月分)だけでなく、同年2月15日に支払われるべきだった5万6168円(同年1月分)も未払である。同月4日から同月29日まで働いた証拠はタイムカードに記録されており、かつ、本件会社が発行した雇用保険被保険者離職票(以下「本件離職票」という。)には同月1日から同月31日まで(うち、出勤日数20日)は賃金未払と記載されているにもかかわらず、処分庁が同年1月分の賃金を未払賃金と認めないのは誤りである。
- (2) 審査請求人は、令和5年2月2日に令和4年12月分の賃金を本件会社の代表取締役(以下「本件代表取締役」という。)から手渡しで受け取って以降、本件代表取締役には会っていないため、令和5年1月分の賃金を受け取った事実はない。また、審査請求人が勤務していたC店の他の労働者も、同年1月分及び同年2月分の賃金が未払であるという認識である。
- (3) 本件会社が令和5年1月分の賃金を支払ったというのであれば、審査請求人の受領印、受領書等が存在するはずである。それがないにもかかわらず、単に帳簿上で支払済みとなっているというだけで支払った証拠と判断するのは、帳簿が偽造されているおそれもあることから、誤りである。また、本件代表取締役が、同年1月分の賃金を支払ったかどうかよく覚え

ていないなどと曖昧な申述をしていることから、同賃金が支払済みとの判断はできないはずである。

- (4) 本件会社が、審査請求人に対し、令和5年1月分の賃金をいつ、どのように支払ったのか、受領書等があるのか、これらが明確にならない限り支払済みと認めることはできない。

(審査請求書、反論書)

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件会社は、労働者に関する賃金の未払帳簿（以下「本件未払帳簿」という。）を作成している。A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）の担当官は、本件未払帳簿について、労働者のタイムカード、賃金台帳等との整合性を確認した上で、本件会社に補正させているが、審査請求人を含むC店の労働者については、他の諸帳簿との整合性がない事実及び本件代表取締役が誤りを認めた事実のいずれも存在しない。

よって、本件労基署の調査を経て作成された補正後の本件未払帳簿の内容の信用性は高いものと判断した。

- (2) 本件未払帳簿には、審査請求人に関し、「店舗従業員未払分」との標題で「X 43376」との記載があるほか、「X」との標題で「1月31日 支払金額56168 差引残高0」及び「2月28日 支払金額0 差引残高43376」との記載があることから、本件未払帳簿上、令和5年1月分は既払、同年2月分は未払と判断した。
- (3) 本件代表取締役は、本件未払帳簿を根拠に、審査請求人の令和5年1月分の賃金は支払済みである旨申述しており、その申述の信用性は高いものと評価できる。
- (4) 本件労基署の担当官が、C店の労働者に対する賃金支払について、利害関係がない第三者である本件会社の労働者から電話聴取をしたところ、当該労働者は、C店の労働者の賃金について、本件代表取締役が「2月分以外はもう払っている」と述べていたと申述した。
- (5) 一方で、審査請求人の本件離職票における「賃金未払い」との記載について、①本件労基署の担当官が本件離職票の作成及び提出代行を行った社会保険労務士から電話聴取したところ、本件離職票について、帳簿等で確認したわけではなく、本件代表取締役に確認したわけでもないため、正確なものではない旨述べたこと、また、②本件会社の他の労働者の雇用保険

被保険者離職票については、未払期間の記載が事実と異なることが判明していることから、その信用性は低いものと評価できる。

- (6) よって、本件未払帳簿等を根拠に、令和5年1月分の賃金を既払とした本件確認処分に違法又は不当な点はない。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求の論点は、処分庁が未払賃金を令和5年2月分のみとしたのに対して、審査請求人は未払賃金を同年1月分及び同年2月分と主張しているため、賃金の未払期間について判断する必要がある。
- 2 本件に関しては、以下の事実が認められる。
 - (1) 審査請求人の令和5年1月分の賃金が5万6168円であること及び同年2月分が4万3376円であることに争いはない。
 - (2) 審査請求人の本件離職票の令和5年1月分及び同年2月分の備考欄に「賃金未払い」との記載があるが、本件離職票の作成を代行した社会保険労務士は、未払分を帳簿等で確認したわけではなく、本件代表取締役を確認したわけでもないため、正確なものではない旨述べている。また、本件代表取締役は、本件離職票の記載について深く関与しておらず内容も確認していないため、令和5年1月分と同年2月分の2か月間が未払と記載されている理由について分からない旨述べている。
 - (3) 本件代表取締役は、本件未払帳簿について、自身が作成及び記入したものである旨述べており、本件未払帳簿には、審査請求人の令和5年1月分の賃金は既払、同年2月分の賃金は未払として記載されている。
 - (4) 本件未払帳簿並びにタイムカード及び賃金台帳等の記載が整合しない点について、本件労基署の担当官が本件代表取締役に確認し、本件代表取締役が誤りを認め本件未払帳簿を補正した箇所があるが、審査請求人にかかる記載については、整合しない点はなく、補正箇所はない。
 - (5) 賃金台帳には、各労働者の賃金額が記載されているが、未払期間についての記載はなく、本件未払帳簿のほかに未払を確認できる資料はない。
 - (6) 本件代表取締役は、①賃金の支払方法は基本的に振込だったが、手渡しで支払ったこともあった、②令和5年1月分の賃金の振込の記録はない、③令和5年1月分の賃金について、審査請求人に対し、絶対に払ったとも言いきれず、払ってないとも言えず、覚えていないものの、本件未払帳簿の記載内容は間違いないはずと述べている。

- (7) 処分庁が、上記第1の5(4)において利害関係がない第三者とした労働者は、本件代表取締役より賃金債務に関する一切のことを委任され、社会保険労務士とともに本件離職票作成に関わった者である。
- (8) 審査請求人の令和5年1月分の賃金については、いつ、どこで審査請求人に手渡されたという記録や申述はなく、領収書や受領書は存在しない。
- (9) 審査請求人の同僚であるC店の労働者提出の上申書に、令和4年12月分給与が令和5年2月2日に支給された旨の記載がある。
- (10) 審査請求人のタイムカードにおいて、令和5年2月2日に「社長を待っていて押すのがおそくなりました」との記載がある。
- (11) 審査請求人の同僚であるC店の労働者3名は、令和5年1月分の賃金が未払であるとする確認申請書及び上申書を提出した。
- (12) LINE(SNSアプリ)上において行われた審査請求人と審査請求人の同僚とのやり取りにおいて、令和5年1月分の賃金が未払である旨が含まれていた。
- 3 審査庁は、上記2の事実を踏まえ、論点について以下のとおり判断した。
- (1) 審査請求人は、本件離職票の「賃金未払い」との記載から、未払賃金は令和5年1月分及び同年2月分であることを確認できる旨主張するが、上記2(2)のとおりに、本件離職票の作成を代行した社会保険労務士は、未払分を帳簿等で確認したわけではなく、また、本件代表取締役に確認したわけでもないことから、本件離職票上の賃金未払の記載は正確なものではなく、正しいものか担保できない旨申し立てており、代行を依頼した本件代表取締役も、本件離職票の記載には深く関与しておらず内容も確認していない旨述べていることから、本件離職票の信用性は低いものと認められる。
- (2) 一方、処分庁は、本件未払帳簿の記載から、未払賃金は令和5年2月分のみであることを確認できる旨主張している。
- しかしながら、本件未払帳簿は、賃金台帳等との整合性を確認したものであるが、上記2(5)のとおりに、未払期間を確認できる資料はなく、審査請求人の同年1月分の賃金の支払が裏付けられたとはいえない。
- また、審査請求人に係る本件未払帳簿においては、令和5年1月分の賃金を含め既払と記載された賃金について支払年月日が記載されておらず、上記2(6)③のとおりに、本件代表取締役は、審査請求人の同年1月分の賃金をいつどのような方法で支払ったか覚えていない旨述べている。

(3) 本件では、上記2(6)②のとおり、審査請求人の令和5年1月分の賃金について、振込の記録がないことを本件代表取締役も認めており、振込による支払があったとは認められない。

そこで、手渡しによる支払があったか否かについて検討する。

(4) 手渡しによる支払については、審査請求人の主張、上記2(9)及び(10)から、令和5年2月2日に令和4年12月分の賃金の支払がなされたと認められる。

一方、令和5年1月分の賃金については、本件未払帳簿では既払とされているが、その支払の日付、場所等の情報は関係資料等から確認できない。

上記2(6)のとおり、本件未払帳簿の記載は間違いがない旨を本件代表取締役は申述しているものの、上記2(4)のとおり、本件未払帳簿にはタイムカード及び賃金台帳等と記載が整合しない部分が存在していたことが認められる。

上記2(7)のとおり、処分庁がC店の労働者の賃金支払に関し、利害関係がない第三者とした労働者は、本件代表取締役から賃金債務に係る一切のことを委任された者であり、利害関係がない第三者と認められず、また、本件離職票の作成に関わったものの、本件離職票の内容については分からない旨申述していること等から、同人の電話録取書における「事業主が「2月分以外はもう払っている」と言っていた」旨の申述の信用性は高くないと認められる。

(5) 一方、上記2(11)及び(12)のとおり、審査請求人の同僚は、確認申請とLINE上でのやり取りという異なる状況において、令和5年1月分の賃金が未払である旨を述べており、審査請求人が未払の根拠とする同僚の申述には一貫性が認められる。

(6) 以上のことから、処分庁が審査請求人の令和5年1月分の賃金が既払であるとした判断の根拠について、本件未払帳簿において既払とされている記録の根拠等について調査をすべきであるにもかかわらず、そのような調査はされていない状況であり、同年1月分の賃金について既払であると認定することは困難である。

このため、審査請求人の未払賃金を令和5年2月分のみとした本件確認処分は妥当とはいえない。

4 上記のとおり、本件審査請求には理由があることから、本件確認処分は取り消されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

本件では、審査請求人が令和5年1月分と同年2月分の賃金が未払であるとして本件確認申請をしたのに対し、処分庁は、1月分の賃金は既払であるとし、2月分の賃金のみを未払賃金として本件確認処分をしたものであり、1月分の賃金が既払であるのか未払であるのかが問題となっている。

処分庁が1月分の賃金を既払であるとする根拠は、本件代表取締役が作成した本件未払帳簿であるところ、本件未払帳簿には、年月日欄に「1 3 1」、収入金額欄に「5 6 1 6 8」、支払金額欄に「5 6 1 6 8」との記載があり、これらの記載は、1月31日を支払期日とする賃金5万6168円が支払われたことを意味するものであるとして、これらの記載をもって1月分の賃金を既払としたことにある。

しかしながら、本件未払帳簿の記載の信用性を裏付ける資料は何も存在しない。

1月分の賃金支払については、振込記録もなく、いつどこで手渡したのかについて本件代表取締役は記憶していないとのことであり、また、本件代表取締役も「絶対に払ったとも言い切れませんし、かといって、払っていないとも言えません。」と述べている。

本件代表取締役は、本件未払帳簿の記載は間違いないと述べるものの、本件未払帳簿を何に基づいてどのようにして記載していたのかすらも処分庁の調査においては聴取されておらず、間違いないとする根拠が不明である。

したがって、1月分の賃金が既払であると認定することはできないものと認められる。

以上のことからすると、1月分の賃金が既払であるとした本件確認処分について、処分庁は必要な調査を行っていないとしてこれを取り消すべきとする審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件確認処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史